

インドの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

インドは、1947年の独立に至るまで英国による植民地支配の下、英国の統治制度及び法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許法、意匠法、商標法、著作権法）は全て成文法で規定されている。即ち、インドが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定法も含まれる。

インドは、29の州及び7の連邦直轄領から成る連邦制国家である。議会は、上院と下院の二院制である。制定法には、連邦法と州法がある。主要な法令（例えば、特許法、意匠法、商標法、著作権法）は連邦法に属する。但し、一部の業種又は商取引に係る規制や地方税制については州法により規制されている。

インドは連邦制国家であるが、司法権については、最高裁判所を頂点とする一元的な裁判所制度を有しており、三審制を採用している。最高裁判所はニューデリーに設置されており高等裁判所からの上告事件等を管轄する。高等裁判所は、インド全土に21か所設置されている。さらに、民事訴訟を扱う原則的な裁判所として、地方裁判所が設けられている。最高裁判所及び高等裁判所における訴訟審理及び判決・命令等においては、英語が用いられている。各地方の下位裁判所においては、英語だけでなく、各地方の言語を使用することも認められている。インドの訴訟審理では、口頭弁論が非常に重視されており、黒い法服を来た弁護士が法廷で熱弁を振るう姿をよくみかける。実際、インドの裁判所における訴訟審理の光景は、日本の裁判所における訴訟のものとは大きく異なる²。

国際的な契約書を作成する際の言語は通常、英語である。インドは英米型の契約社会であり、詳細かつ大部な契約書が作成されることが多い。契約書に記載していない事項は、基本的に契約内容の範囲外とみなされる。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² インドの裁判所では、訴訟代理人たる弁護士が、裁判官に自己の主張について納得してもらうように、口頭で熱弁を振るうし、他方、裁判官も、弁護士と口頭で激しく議論を行う。法廷の中の傍聴席は、他の事件の弁護士及び当事者でほぼ全て埋まっているのが通常である。また、法廷の外の廊下には、順番を待つ膨大な数の弁護士が、立ち話をしたりしながら待っているという状況である。例えば、筆者が2013年11月にデリー高等裁判所を裁判傍聴のため訪問した時には、デリー高等裁判所の建物の1階から4階までの廊下には、黒い法服を着たインドの弁護士が、おそらく数百人程度はいた。

インド人は訴訟に対する抵抗感が小さく、ささいな紛争でも訴訟を提起することが多い。インドでは、慢性的な訴訟件数の多さと裁判官不足から、未済滞留案件が多数に上っており、解決までに極めて長い時間がかかる（第一審では 5 年以上、控訴・上告がなされた場合は 20 年以上かかることも珍しくない）といわれてきた。高等裁判所以上の裁判所では外国企業にも公平な裁判が期待できるが、地方裁判所では必ずしもそうとは限らない。なお、日本とインドの間では、判決の相互承認に関する条約が締結されていないため、日本の裁判所で勝訴判決を得ても、インドで執行ができない可能性が高い（逆も同様）。そこで、契約上、紛争解決は仲裁によると規定することが多い。

インドの弁護士、特許代理人、商標代理人にもさまざまな者がおり、法律事務所、特許商標事務所にもさまざまなところがあるが、主な取扱い業務の内容、費用（タイムチャージ、着手金・報酬制、定額制等）、コンフリクト（利益相反）の有無、過去の類似事件の取扱い実績等をよく確認してから依頼する必要がある³。

以下、インド知的財産法の特徴と問題点の概要について解説する。

II 知的財産法全般

インドにおいては、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の基本的な知的財産法制度が整備されている。インドが、英国法の影響により、判例法主義の国であるといっても、知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている（但し、インドは、英国法由来の知財法について、インド独自の変更を多数加えている）。また、営業秘密侵害や詐称通用の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

インドの知的財産法制度の中心的機関である「特許意匠商標総局」（Controller-General of Patents, Designs and Trade Marks, CGPDTM）は、商工省の産業政策及び振興局に属する機関であり、特許、意匠、商標、原産地表示、特許情報及び知財に関する研修を所管している。特許意匠商標総局の下には、特許庁、商標登録局、意匠局、地理的表示登録局等の下部機関がある。特許庁の本部はコルカタ、支局はデリー、ムンバイ、チェンナイにある（チェンナイ支局については、2013 年 11 月に筆者が現地で撮影した写真 1 及び写真 2 を参照）。コルカタは本部とされているが、あくまで監督的役割にとどまり、各支局は独立して事務を

³ 「インドの複数の弁護士や特許代理人等に質問を出したところ、それぞれ違う結論の回答が来てしまい、どれが正しいのか分からなくて困る」という声をよく聞く。このような場合、「弁護士がこう言っているのだから、間違いないだろう」と考えるのではなく、当該問題はどの法律の何条のどの文言の問題なのか、関連する判例はどうなっているか、インドの弁護士がその結論に至った理由付けはどのようなものであるか、その理由付けには客観的な裏付け・法的根拠があるのか等を把握・理解することである。自分の頭で具体的に問題点を把握・理解するためには、何より、条文が最も重要である。その意味で、主要な知財関係の法律及び規則の和訳が掲載されている遠藤誠著『インド知的財産法』（日本機械輸出組合発行、2014 年 5 月）を活用していただきたい。

処理し、単独で決定を出すことができる。各支局が出す決定は、もちろん法的効力を有するが、他の支局を拘束する効力は無い。

写真1：特許意匠商標総局のチェンナイ支局（外観）



写真2：特許意匠商標総局のチェンナイ支局（1階ロビー）



また、商標、地理的表示、特許に係る不服申立てを管轄する機関として、知的財産権審判委員会（Intellectual Property Appellate Board、IPAB）がある。2003年9月15日に設置された。本部はチェンナイにあるが、チェンナイのほかにも、ムンバイ、デリー、コルカタ及びアーメダバードに審判機関が置かれており、定期的に巡回して各地で審理が行われている。

特許出願人のインドにおける住所又は営業所等により、管轄する本部・支局が決まる（当該本部・支局に出願しなければならない）が、インドに住所又は営業所等を有しない外国の出願人は、送達先を届け出ることにより、本部・支局を自由に選択することができる。この送達先は、実際上は、外国の出願人が依頼した出願代理人の事務所とすることになる。この

意味で、外国の出願人は、出願代理人の事務所がどこに所在するのかを考慮することにより、上記のいずれの本部・支局に出願するかについて自由に選択することができるといえる⁴。商標については、商標登録局本部はムンバイ、支局はデリー、コルカタ、チェンナイ、アーメダバードにある。商標出願の場合についても、上記の特許出願の場合と同じことがあてはまる。

インドは、知的財産権関連の条約にもほぼ全て加盟している。インドは、WTO加盟のために TRIPS 協定の最低基準を満たす改正を行ったが、それ以外の点では自国企業保護の傾向が強いといえる。

インドの知的財産権に関する法律・規則の条文は詳しく、様式・手数料等も規則に規定されている。さらに、特許意匠商標総局のウェブサイト (<http://www.ipindia.nic.in/>) にも様々な関連情報が掲載されており、参考になる。

インドでは、特許法等（例えば、1970年特許法）の法律を一部改正する場合、改正点のみを規定した改正法が正式に公布されることが多い（例えば、1999年改正特許法：1999年第17号）。即ち、もとの特許法等に改正内容を統合させたものは、正式には公布されないことが多い。そこで、もとの特許法等に改正内容を統合させた統合版が、特許意匠商標総局のウェブサイトや書籍等で公表されることがある（例えば、2005年改正特許法までの全ての改正を統合した特許法の統合版は、上記ウェブサイトに掲載されている）。しかし、上記の統合作業はかなり複雑であり、統合版に誤りが生じる可能性がある。現に、上記ウェブサイトに掲載されている統合版にも、誤字脱字等の明白な誤りがいくつもある。また、實際上、作成者によって、統合版の内容が微妙に異なることがある。特許意匠商標総局や出版社等が統合版を作成しない場合は、自分で統合版を作成するしかない。「完璧な英語の統合版」は存在しない、とさえいえる。

Ⅲ 特許

インドの知的財産法の中で、最も国際問題になっている（とくに欧米の医薬品企業との間で法的紛争になっている）のが、「特許法」である。インドの特許法制度には、いくつかの特徴がある。

第1の特徴として、「実質的に同一発明の外国出願に関する情報を提供する義務」（特許

⁴ では、4か所の本部・支局のうち、どれを選択すればよいのであろうか？この点については、一概に結論を述べることはできないが、4か所それぞれについて、技術分野ごとに、審査請求から審査着手までの期間等が異なっており、ケースバイケースで判断する必要がある。実際には、デリー支局への出願が多いが、その一部の審査はムンバイ支局に移管されている。また、各審査官の技術分野への精通度という点から、出願件数の多い本部・支局の方が良い審査を受けられるのではないかという意見、及び、どの本部・支局が良いかという観点よりもむしろ良い特許代理人がいる地域を選択すべきではないかという意見もある。

法8条)がある。日本企業がインドに特許出願する場合、日本及びその他の外国においても特許出願しているのが通常である。この複数国での特許出願を「パテント・ファミリー」と呼ぶ。日本企業がインドに特許出願する場合、このパテント・ファミリーの出願等に関する情報をインド特許庁に提出しなければならない。實際上、インド特許庁は、審査レポートを発行するたびに、インド以外の国における出願の処理に関する所定の明細（基本的には、USPTO、EPO及びJPOの情報で足りるが、場合によっては、それ以外の国の情報の提出を要することもある）として、拒絶理由通知、サーチレポート、許可された請求項の提出を求めてくる。提出すべき情報が英語以外の言語（例えば、日本語）の場合、その英訳を提出することが要求される。

第2の特徴として、「特許実施報告義務」（特許法146条(1)）がある。インド政府の考え方は、「特許権は、実施して社会の役に立ってこそ意味があるのであり、特許権を登録だけしておいて実施しないのは、おかしい。」というものである。これは、特許権者は、インド国内の実施と、インド国外からの輸入とに分けて、毎年1月～3月に前年の実施状況の報告を作成し、特許意匠商標総局に提出しなければならないという制度である。この報告は特許権者にとって負担となるだけでなく、報告しなかった場合には罰則があるほか、不実施を続けていると、後述する強制ライセンスの理由に使われるおそれがあるという弊害もある。これらのことに鑑みると、実務上、特許実施報告制度への対応については、強制ライセンスの付与を避けるためにも、しっかりと日頃の管理を行う必要がある。また、特許意匠商標総局長官は、上記により受領した情報を所定の方法により公開することができる。即ち、特許意匠商標総局のウェブサイト上において、特許実施状況に関する情報（出願番号、特許番号、特許権者の名称、実施の有無等）が公開されることがある⁵。上記ウェブサイトに掲載された情報については、他人に見られる可能性もあることから、慎重な対応が求められる。

第3の特徴として、「強制ライセンス」がある（表1を参照）。強制ライセンス（「強制実施許諾」ともいう）とは、特許権者の同意を得ずに、政府機関によって第三者に付与される特許実施権である。強制ライセンスの制度は、日本を含む世界中の多くの国に制度としては存在しているが、実際に強制ライセンスが許諾されることはめったにない。ところが、インドでは、近時、強制ライセンスが許諾された事例が実際に複数生じ（例えば、Bayer v. Natco 事件、BDR v. Bristol Myers Squibb 事件）、世界中から注目を浴びることとなった。これまでは、とくに医薬品の特許に関する強制ライセンスの紛争が多かったが、環境技術等においても同様の紛争が生じる可能性があるため、注意が必要である⁶。

表1：インド特許法が規定する強制ライセンスの種類

⁵ 実際には、特許意匠商標総局のウェブサイトにおいて、特許実施報告を見ることができるときもあれば、見ることができない時もある。

⁶ インド政府の公表した「国家製造業政策」は、環境技術の強制ライセンスの付与の可能性について言及している。

申請に基づく一般的な強制ライセンス	特許法 84 条
利用発明関係の強制ライセンス	特許法 91 条
国家緊急事態等が発生した場合の強制ライセンス	特許法 92 条
製造能力が不十分である又は製造能力が無い国への特許医薬品の輸出に関する強制ライセンス	特許法 92A 条

IV 意匠

インドの意匠法によると、「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。但し、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるもの等は含まない。なお、インドでも、2011年から、日本と同様に、部分意匠制度が採用された。これにより、製品全体だけでなく、製品の特徴のある一部分の形態についても、意匠登録ができることとなった。

意匠については、コルカタ本部のみに設置されている意匠局が登録審査等の権限を有する。但し、他の支局に登録出願等の書類を提出することは可能であり、その場合、当該書類はコルカタ本部に移送される。

全ての意匠出願について、審査官による実体審査が行われる。即ち、審査請求制度は採用されていない。出願公開は行われず、登録後に登録意匠の内容が公開されるだけである。

意匠が登録されたときは、登録意匠所有者は、登録日から10年間当該意匠権を有する。上記10年間の満了前に意匠権期間の延長申請がなされたときは、長官は、意匠権期間を、最初の10年間の満了時から、5年間延長する。即ち、意匠権期間は最大で15年間認められることになる。

V 商標

インドの商標法は、先願主義の原則を採用している。商標登録出願手続を取り扱う官庁は、商標登録局である。商標登録局の本局はムンバイに設けられており、ニューデリー、コルカタ、チェンナイ、アーマダバードに支局が設けられている。実体審査はムンバイでのみ行われている。各局への出願は、電子化されたデータベースにおいて、共通の出願資料とされる。商標出願の審査を担当する登録官の決定に対する不服申し立てを審理する機関として、知的財産審判委員会（IPAB）がある。知的財産審判委員会は合議体で審理を行う。

外国企業がインドで商標の登録又は使用をしていなくても、国際的な名声があり、それがインド市場にも浸透している場合であれば、「周知商標」と認められ、一定の法的保護を受け

ることができる。周知商標のリストは、インド政府のウェブページに掲載されている。「AIWA」、「HONDA」、「TOSHIBA」等が周知商標として掲載されている。インドにおいて、外国企業のブランドが周知商標としての保護を受けるためには、インドにおける当該外国ブランドの使用実績、宣伝広告費用、及びインドにおける存在感の大きさ等を証拠により示す必要がある。

VI 著作権

インドの著作権法は、英国の著作権法をもとに1914年に制定されたものが最初であるが、その後、新たな著作権法が1957年6月4日に制定され、その後、幾度もの改正を経てきた。

インドでも、日本と同様、著作権の発生には、とくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。任意で著作権登録することは可能である。

著作権局は、ニューデリーにある。著作権局は、あらゆる種類の著作物の任意登録を行う権限を有し、具体的には、登録官が登録の任にあたる。また、著作権委員会は、1958年に設置された準司法機関であり、著作権登録局の決定又は命令についての不服申立ての審理を担当する。

コンピュータ・プログラムは、著作権法の保護対象に含まれる。また、意匠法に基づき登録され又は登録され得る意匠は、必ずしも、著作権法による保護が十分には受けられない。

著作物の著作者がその最初の著作権者となるのが原則であるが、雇用契約又は請負契約に基づき創作される著作物については、契約に別段の定めが無い限り、著作権は最初から当然に、雇用主又は注文者に帰属する。

インドには、「著作者人格権」というフランス法に由来する概念は無いが、ほぼ同様の内容の権利として「著作者特権」が認められている。これは、①著作物の著作者であると主張すること、及び②当該著作物に関連する歪曲、切除、改変又は他の行為であって、かかる行為がその名誉又は名声に悪影響を及ぼす場合に、これらを制限し又は損害賠償を請求することを内容とする。

VII 営業秘密

インドには、日本の「不正競争防止法」に相当する独立した制定法は存在せず、営業秘密侵害行為に関する制定法は無い。

しかし、インドにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、衡平法(エクイティ)に基づく営業秘密保護が認められている。契約違反に基づく請求原因とは別に秘密保持義務違反の訴訟を提起する場合の要件は、①当該情報が「秘密」性を有すること、②当該情報が秘密保持義務を課す状況で相手方に知られること、③当該情報の保有者にとって致命的

となる不正使用が存在することである。

また、契約法 27 条は、何人に対しても種類の如何を問わず、合法的な職業、取引又は事業を行うことを制限する契約は、その範囲において無効である旨を規定している。このことから、一般的に、退職後の競業禁止義務を課することは困難であり、競業企業への転職を防止することは難しいと考えられている。これに対し、退職後の秘密保持義務を負わせることは可能である。

VIII 詐称通用 (パッシング・オフ)

「詐称通用」(Passing Off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(Good Will) と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。インドにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、インドで商標登録をしていなくても、インドにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示(意図的なものか否かを問わない)があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。インドでも、英国の判例法と同じ考え方が採られている。

では、ある日本企業が、インドではあまり有名ではないが、日本では有名な「のれん」(グッド・ウィル)を有する場合に、インドにおいて詐称通用による保護を受けることはできないのであろうか?インドにおいても、グッド・ウィルの国際的保護が認められている。したがって、日本企業が実際にはインドで営業活動や取引活動をしていない場合でも、日本等において国際的名声を得ているような場合には、インドにおける詐称通用訴訟により保護を受けることができる可能性がある。

IX ライセンス契約

特許や商標等の知的財産権を有する日本企業が、インド企業との間でライセンス契約を締結することは、今後ますます増加すると予測される。

特許ライセンス契約を締結した場合、ライセンシーは、ライセンスにより取得した当該権利を登録する必要がある。登録の際には、契約書の原本が必要であり、また、ヒンディー語又は英語でない契約書の場合、翻訳の作成が必要である。ロイヤルティ料率については、過去には規制が存在したが、現在では規制は無くなっている。特許ライセンス契約を締結する場合、その内容に、購入強制や排他的グラントバック等の内容を含めることはできない。

商標ライセンス契約の場合は、法律上、登録は必須とはされていない。しかし、もし商標ライセンス契約の登録を商標登録官に対し行なっておけば、登録された使用权者は、契約に別段の定めが無い限り、自己の名義で商標権侵害の訴えを提起することが認められる。商標ライセンス契約の登録を行う場合は、締結後 6 か月以内に行う必要がある。

著作権ライセンス契約において、ライセンスの期間が明記されていなかったときは、当該期間は 5 年間とみなされる。ライセンスの地域が明記されていなかったときは、当該地域はインド国内とみなされる。ライセンシーがライセンス契約締結後 1 年以内にライセンスされた権利を行使しないときは、契約に別段の定めがない限り、当該ライセンスは無効となる。

ライセンス契約の準拠法については、インドの法令上とくに制限はなく、当事者の合意により、日本法を準拠法とすることも可能である。但し、インドの法令のうち強行規定は、準拠法の合意に関わらず、適用される可能性がある。

ライセンス契約の紛争解決条項については、大きく分けて、裁判所による訴訟と、仲裁機関による仲裁が考えられる。インドにおける訴訟は長期化する可能性があるため、訴訟よりも仲裁が合意されることが多い。インドは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)に加盟しているため、外国(例えば、日本)での仲裁判断のインドにおける執行が認められる。実務上は、とくに、シンガポールの「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)による仲裁が選択されることが多い。

X エンフォースメント

知的財産権侵害を理由に民事訴訟を提起する場合、法的救済手段として、差止命令、損害賠償、不当利得返還等があり得る。知的財産権侵害の民事訴訟を管轄するのは、被疑侵害者の居所又は侵害行為発生地地方裁判所又は第一審を管轄するデリー、ムンバイ、コルカタ及びチェンナイの高等裁判所である。インドには、知的財産権紛争に特化した裁判所は無く、

また、陪審員制度も採用されていない。知的財産権侵害訴訟の第一審新受件数をみると、商標権侵害訴訟が 48%、著作権侵害訴訟が 40%、特許権侵害訴訟が 3%である。原告がインド国籍か外国籍かについてみると、ほぼ半数ずつである。知的財産権侵害訴訟の場合、裁判所において使用される言語は、英語である。訴訟時効は、侵害行為発生を知り又は知り得べき日から 3 年である。

民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表 2 を参照）。但し、英米法独特の概念が多く、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、理解が難しい。

表 2：インドにおける暫定的救済手段⁷

用語	定義
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976) が先例となっている。
マレーヴァ差止命令	被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえること。
ノーウィチ医薬品命令	流通経路全体を明らかにして侵害行為の拠点を突き止め、物品の数量、価格等の詳細情報を第三者に開示するよう税関職員に対して命じること。
アショーク・クマール命令（ジョン・ドウ命令）	原告の侵害商品及び侵害活動の搜索押収をあらゆる場所で補佐するため、その搜索押収の過程で侵害者として同定される潜在的被告に対して裁判所が出す命令。原告にとって未知の人物が、同定可能な範囲に属し、当該人物の活動が訴訟の範囲内に入っている場合、原告は、当該人物を被告として訴訟提起することができる。

インドでは、一方的差止命令（相手方当事者に審問の機会を与えず、一方当事者の申立てのみに基づき下される仮差止命令）等の大半の仮差止命令が、デリー高等裁判所により命じられている。デリー高等裁判所には、知的財産権者に暫定的救済を与えようとする傾向があるため、知的財産権侵害訴訟を提起する場合、デリー高等裁判所が最適であるといわれている。一方的差止命令は、2013 年 3 月から 6 月までの第一審新受件数 144 件のうち、105 件で認められている（認容率は 73%）。また、仮差止命令の大部分は、一方的差止命令により迅速に命じられるが、一方的差止が認められず、相手方当事者に審問の機会が与えられる場合は、仮差止命令までかなりの長期間を要する。ボンベイ高等裁判所は、通常、一方的差

⁷ 山名美加著「インド」（『アジア諸国の知的財産制度』（青林書院、2010 年）所収）232 頁。

止命令を認めず、相手方当事者に審問の機会を与えようとする傾向がある。

次に、刑事訴訟について述べる。商標権及び著作権の侵害行為に対しては、犯罪として刑罰が課せられる場合がある。これに対し、特許権及び意匠権の侵害行為は、犯罪とはされていない。商標権及び著作権の侵害に係る犯罪を刑事告訴しようとする者は、告訴状を、治安判事裁判所に提出する。治安判事は、状況に応じて、執行機関に調査を指示し、搜索差押命令を発し、被疑者を召喚することができる。治安判事が起訴状を作成するが、訴追は検察官が行う。

以上の他に重要な手段として、税関による水際取締りがある。インドにおいても、中国で製造された知的財産権侵害物品の輸入が非常に多い。インドの税関は、全国を4つの地域に分けて輸出入業務を管理している。どこか1つの税関に知的財産権を登録しておくこと、他の全ての税関にも連絡される。特許権、意匠権、商標権、著作権等の権利は、税関における差止め手続により保護される。登録期間は1年～5年であり、再登録もできる。知的財産権保有者は、税関に通知をすることにより、知的財産権侵害物品の輸入を差し止めるよう要求することができる。但し、知的財産権保有者は、保証書を差し入れなければならない。

XI おわりに

インドは、近い将来、世界最大の人口を擁する国になる。若くて伸び盛りの国であるインドは、今後少なくとも数十年間にわたり、急速な経済発展を続けていくことが見込まれており、近時、多くの日本企業がインドに熱い視線を送っている。インド企業と貿易取引を行ったり、インドに現地法人を設立したりしている日本企業は、増加傾向にある。日本企業のインドビジネスが増加するにしたがい、インドで知的財産権に関する問題に直面することもますます増えてくるであろう。ところが、インド知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。

そこで、筆者は、『インド知的財産法』（日本機械輸出組合発行、2014年5月）⁸を執筆した。本書は、インドの知的財産法の制度と運用について概説し、日本企業のビジネスマンが知っておくべき点を紹介している。もちろん、日々変化しつつあるインドの知的財産法の制度と運用の全てにわたって細かい点まで網羅的に記述したものではないが、本書をご覧いただければ、少なくとも、現在、各企業が直面している問題がインドの知的財産法体系のどこに位置付けられるのか、今後はどこを重点的に調べればよいのか等の点が分かっていたように配慮した。また、本書の大きな特徴は、インドの知的財産法分野におけるそれぞれの法律と規則について、英文と和訳を並列的に掲載したことである。その結果、かなり大部の書物となったが、それだけ大きな価値があるものと自負している。

各日本企業の担当者におかれては、是非、『インド知的財産法』（日本機械輸出組合発行、2014年5月）を手元に常備していただき、「座右の書」として活用していただきたい。そし

⁸ <https://www.jmcti.org/publication/select2.php3?id=910>

て、日本企業のインドビジネスを成功に導いていただきたいと心より強く願う次第である。

※ 初出：『特許ニュース No.14117』（経済産業調査会、2016年、原題は「世界の知的財産法 第7回 インド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。